

目次

第1編 総則

第1章 刑法の基礎理論

第1節 総説

第2節 罪刑法定主義

第3節 犯罪論の体系

第2章 犯罪の積極的成立要件

第1節 主体

第2節 実行行為

第3節 結果

第4節 因果関係

第5節 不作為犯

第6節 故意

第7節 過失

第3章 違法性阻却事由

第1節 違法性と違法性阻却

第2節 法令行為・正当業務行為

第3節 被害者の同意（承諾）

第4節 正当防衛

第5節 緊急避難

第4章 責任阻却事由

第1節 総説

第2節 責任能力

第3節 違法性の意識

第5章 未遂犯

第1節 総説

第2節 実行の着手

第3節 不能犯

第4節 中止犯

第6章 共犯

第1節 総説

第2節 共同正犯

第3節 教唆犯・幫助犯

第4節 共犯の諸問題

第7章 罪数

第1節 犯罪の個数

第2節 罪数の諸形態

第8章 刑法の適用範囲

第1節 刑法の時間的適用範囲

第2節 刑法の場所的適用範囲

第2編 各則

第1部 個人的法益に対する罪

第1章 生命・身体に対する罪

第1節 殺人罪

第2節 暴行罪・傷害罪

第3節 危険運転致死傷罪等

第4節 凶器準備集合罪

第5節 過失致死傷罪

第6節 墮胎罪

第7節 遺棄罪

第2章 自由に対する罪

第1節 脅迫罪・強要罪

第2節 逮捕・監禁罪

第3節 略取・誘拐罪

第4節 性的自由に対する罪

第3章 住居侵入罪

第4章 秘密・名誉に対する罪

第1節 秘密に対する罪

第2節 名誉に対する罪

第5章 信用・業務に対する罪

第6章 財産に対する罪

第1節 財産犯総論

第2節 窃盗罪

第3節 強盗罪

第4節 詐欺罪

第5節 恐喝罪

第6節 横領罪

第7節 背任罪

- 第8節 盗品等に関する罪
- 第9節 毀棄・隠匿罪
- 第2部 社会的法益に対する罪
 - 第1章 公共の安全に対する罪
 - 第1節 総説
 - 第2節 騒乱罪
 - 第3節 放火罪・失火罪
 - 第4節 往来妨害罪
 - 第2章 偽造罪
 - 第1節 通貨偽造罪
 - 第2節 文書偽造罪
 - 第1款 総説
 - 第2款 公文書偽造罪
 - 第3款 私文書偽造罪
 - 第4款 電磁的記録不正作出罪
 - 第3節 有価証券偽造罪等
 - 第4節 不正指令電磁的記録に関する罪
 - 第3章 風俗に対する罪
 - 第1節 わいせつの罪
 - 第2節 賭博及び富くじに関する罪
 - 第3節 礼拝所及び墳墓に関する罪
- 第3部 国家的法益に対する罪
 - 第1章 内乱・外患・国交に関する罪
 - 第2章 国家の作用に対する罪
 - 第1節 公務の執行に対する罪
 - 第2節 司法作用に対する罪
 - 第3節 職権濫用罪
 - 第4節 賄賂の罪

注記：各項目ではとくに判例について言及していないが、これはその学修を不要とする趣旨ではなく、むしろ、条文の学修と同様に、それを当然の前提とする趣旨である。

第1編 総則

第1章 刑法の基礎理論

第1節 総説

- 刑罰の目的に関する主要な見解を理解し、その概要を説明することができる。
- 刑の種類・内容について理解し、その概要を説明することができる。
- 法定刑、処断刑、宣告刑の意義について理解し、その概要を説明することができる。
- 刑の全部執行猶予の趣旨及び要件を理解し、その概要を説明することができる。
- 刑の一部執行猶予の趣旨及び要件を理解し、その概要を説明することができる。
- 仮釈放の趣旨及び要件を理解し、その概要を説明することができる。

第2節 罪刑法定主義

- 罰則は法律で定めなければならないとの法律主義の意義を理解し、命令への罰則の委任の限界及び条例における罰則制定の可否について、その概要を説明することができる。
- 刑法で類推解釈が許されないことの趣旨を理解し、類推解釈と拡張解釈の限界について、具体的事例に即して説明することができる。
- 遡及処罰（事後法）の禁止の意義について理解し、その概要を説明することができる。
- 罰則が広すぎるため、又は、あいまい不明確であるために違憲無効とされる理由とその要件について理解し、その概要を説明することができる。
- 罪刑均衡の要請について理解し、その概要を説明することができる。

第3節 犯罪論の体系

- 構成要件該当性・違法性・責任という犯罪論の体系、それに従って犯罪の成否を判断することの意義について理解し、その概要を説明することができる。

第2章 犯罪の積極的成立要件

第1節 主体

- 業務主（自然人・法人）処罰規定の適用要件について理解し、その概要を説明することができる。

第2節 実行行為

- 実行行為の意義を理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 間接正犯の意義を理解し、強制され、又は欺かれた被害者の行為を利用する事例や第三者の行為を利用する事例等についてそれを具体的に当てはめ、判断すること

とができる。

第3節 結果

- 行為の客体と保護法益の違いについて理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 侵害犯と危険犯の概念について理解し、具体的犯罪に即して説明することができる。
- 継続犯と状態犯の違いを理解し、犯罪の終了時期について、具体的犯罪に即して説明することができる。
- 結果的加重犯の意義について理解し、具体的犯罪に即して説明することができる。

第4節 因果関係

- 実行行為と結果との間に必要となる因果関係の意義について理解し、その概要を説明することができる。
- 因果関係を認めるために必要となる実行行為と結果との間の事実的な関係について、その内容を理解し、具体的事例に即してその存否を判断することができる。
- 実行行為から結果発生までの間に介在する諸事情（被害者の素因、被害者の行為、第三者の行為、犯人の行為など）の因果関係判断における意義を評価し、具体的事例に即して因果関係の存否を判断することができる。

第5節 不作為犯

- 不作為犯の意義と種類について理解し、その概要を説明することができる。
- 不真正不作為犯の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。
- 不真正不作為犯における作為義務の根拠について理解し、具体的事例に即してその有無を判断することができる。
- 不作為犯における因果関係の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

第6節 故意

- 故意があるというためにはどのような事実について、どのように認識・予見する必要があるか理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 未必の故意と認識ある過失の区別について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 予見していた客体とは異なる客体に法益侵害が生じた錯誤事例における故意犯の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 因果経過について錯誤が生じた事例における故意犯の成否について理解し、具体

的事例に即して説明することができる。

- 認識・予見した事実と発生した事実とが異なる構成要件に属する事例における故意犯の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

第7節 過失

- 38条1項ただし書の趣旨について理解し、その概要を説明することができる。
- 過失犯の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。
- 注意義務の意義と内容について理解し、その概要を説明することができる。
- 予見可能性の内容について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 注意義務違反と結果の間に必要とされる関係について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 信頼の原則の内容について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 監督者・管理者がいかなる場合に過失責任を負うかについて理解し、具体的事例に即して説明することができる。

第3章 違法性阻却事由

第1節 違法性と違法性阻却

- 違法性とは何かについて理解し、その概要を説明することができる。
- 構成要件に該当した行為の違法性が阻却される根拠をめぐる基本的な考え方を理解し、その概要を説明することができる。
- 明文にない違法性阻却事由を認めることができるかについて理解し、その概要を説明することができる。

第2節 法令行為・正当業務行為

- 法令行為が違法性阻却事由とされる趣旨を理解し、その概要を説明することができる。
- 正当業務行為の諸類型について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

第3節 被害者の同意（承諾）

- 被害者の同意があるときに犯罪の成立が否定される根拠を理解し、その概要を説明することができる。
- 被害者の有効な同意が認められる要件を理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 推定的同意が違法性阻却事由となる根拠及び要件を理解し、具体的事例に即して説明することができる。

第4節 正当防衛

- 正当防衛が違法性阻却事由となる根拠について理解し、その概要を説明することができる。
- 侵害の急迫性の要件を理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 侵害の不正性の要件を理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 防衛の意思の要否及び内容について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 「やむを得ずにした行為」の要件を理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 行為者が侵害を予期していた場合における正当防衛の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 行為者自らが不正の侵害を招致した場合における正当防衛の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 過剰防衛が刑の任意的減免事由とされる根拠を理解し、その成否について具体的事例に即して説明することができる。
- 誤想防衛、誤想過剰防衛の諸類型及びその法的処理について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

第5節 緊急避難

- 緊急避難の法的性格をめぐる基本的な考え方を理解し、その概要を説明することができる。
- 「現在の危難」の要件を理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 「やむを得ずにした行為」の要件を理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 害の均衡の要件を理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 行為者自らが現在の危難を招致した場合における緊急避難の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

第4章 責任阻却事由

第1節 総説

- 責任とは何かについて理解し、その概要を説明することができる。
- 責任阻却事由にどのようなものがあるかについて理解し、その概要を説明することができる。
- 適法行為の期待可能性について理解し、その概要を説明することができる。

第2節 責任能力

- 責任能力が必要とされる理由について理解し、その概要を説明することができる。
- 心神喪失、心神耗弱の意義及び判断方法を理解し、その概要を説明することができる。
- 行為者自らが精神障害を招き、実行行為を開始する時点で責任能力が失われ、又は、著しく低下していた場合における刑法39条の適用の可否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

第3節 違法性の意識

- 事実の錯誤と違法性の錯誤を区別することにどのような意義があるかを理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 違法性の意識とは何かについて理解し、その概要を説明することができる。
- 違法性の意識を欠く場合における犯罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

第5章 未遂犯

第1節 総説

- 未遂犯はなぜ処罰されるかに関する主要な見解を理解し、その概要を説明することができる。
- 未遂犯の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。

第2節 実行の着手

- 実行の着手に関する主要な見解を理解し、その概要を説明することができる。
- 主要な犯罪類型（たとえば、殺人罪、強姦罪、窃盗罪、放火罪など）における実行の着手時期を具体的事例に即して説明することができる。
- 間接正犯・離隔犯における実行の着手時期を具体的事例に即して説明することができる。

第3節 不能犯

- 不能犯に関する主要な見解を理解し、その概要を説明することができる。
- 未遂犯と不能犯との区別を具体的事例に即して説明することができる。

第4節 中止犯

- 中止犯における刑の必要的減免の根拠に関する主要な見解を理解し、その概要を説明することができる。
- 中止犯の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。

○「犯罪を中止した」の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○「自己の意思により」の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

第6章 共犯

第1節 総説

○共犯の種類について理解し、その概要を説明することができる。

○いかなる時点から共犯が処罰できるかについて理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○必要的共犯（集団犯・対向犯）に対する共犯規定の適用について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

第2節 共同正犯

○共同正犯の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。

○直接には実行行為を分担していない者の共同正犯の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○共謀の意義を理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○故意を異にする者の間における共同正犯の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○共同正犯と他の関与類型との区別について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

第3節 教唆犯・幫助犯

○教唆犯の成立要件について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○幫助犯の成立要件について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○教唆犯・幫助犯が成立するために正犯に必要とされる要件について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○幫助の因果性に関する主要な見解を理解し、具体的事例に即して説明することができる。

第4節 共犯の諸問題

○65条における身分の意義を理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○65条1項と2項の関係についての主要な見解を理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○片面的共犯の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

- 承継的共犯の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 共犯関係の解消・離脱が認められる要件について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 共犯に対する中止犯規定の適用について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 過失犯に対する共同正犯規定の適用の可否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 結果的加重犯に対する共犯規定の適用の可否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 予備罪に対する共犯規定の適用の可否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 不作為による幫助犯の成立範囲について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 共同正犯における正当防衛・過剰防衛の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 共犯における錯誤について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

第7章 罪数

第1節 犯罪の個数

- 犯罪の個数を決定する基準に関する見解を理解し、その概要を説明することができる。

第2節 罪数の諸形態

- 法条競合の意義と種類を理解し、具体的犯罪に即して説明することができる。
- 包括一罪の意義と成立要件を理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 不可罰的（共罰的）事後行為・事前行為の意義を理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 観念的競合の意義と成立要件を理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 牽連犯の意義と成立要件を理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- いわゆる「かすがい現象」の意義を理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 併合罪の意義を理解し、その概要を説明することができる。

第8章 刑法の適用範囲

第1節 刑法の時間的適用範囲

- 犯罪時の意義を理解し、その概要を説明することができる。
- 犯罪後の刑の廃止・刑の変更の意義を理解し、その概要を説明することができる。

第2節 刑法の場所的適用範囲

- 国内犯の意義を理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 国外犯処罰の趣旨を理解し、その概要を説明することができる。

その他

- ☆因果関係につき、判例が従来から条件説によるものとされてきたが、本説によるときには、さまざまな諸問題が生じることにつき、具体的な事例で説明することができる。
- ☆事実の錯誤の先端的問題として、いわゆる「早すぎた構成要件の実現」を説明することができる。
- ☆罪数論までは犯罪総論であるが、更に進んで実務にとって極めて重要な「量刑論」の基礎を理解し説明することができる。

第2編 各則

第1部 個人的法益に対する罪

第1章 生命・身体に対する罪

第1節 殺人罪

- 人の始期及び終期の意義について理解し、その概要を説明することができる。
- 自殺関与罪及び同意殺人罪の処罰根拠について理解し、その概要を説明することができる。
- 殺人罪と自殺関与罪・同意殺人罪の区別について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

第2節 暴行罪・傷害罪

- 暴行の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 傷害の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 暴行罪と傷害罪の関係について理解し、その概要を説明することができる。
- 同意傷害の可罰性の有無について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- △同時傷害の特例の趣旨について理解し、その適用要件及び適用範囲を説明するこ

とができる。

第3節 危険運転致死傷罪等

- 危険運転致死傷罪及び準危険運転致死傷罪（自動車運転処罰法）の罪質について理解し、その概要を説明することができる。
- 危険運転致死傷罪及び準危険運転致死傷罪（自動車運転処罰法）の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。

第4節 凶器準備集合罪

△凶器準備集合罪・結集罪の罪質について理解し、その概要を説明することができる。

△凶器準備集合罪・結集罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。

第5節 過失致死傷罪

- 業務上過失の意義について理解し、その概要を説明することができる。
- △重過失の意義について理解し、その概要を説明することができる。
- △自動車運転過失（自動車運転処罰法）の意義について理解し、その概要を説明することができる。

第6節 墮胎罪

- 墮胎の罪の諸規定と母体保護法等の違法性阻却事由について理解し、その概要を説明することができる。
- 墮胎の意義について理解し、その概要を説明することができる。
- 胎児性致死傷の意義について理解し、その概要を説明することができる。

第7節 遺棄罪

- 遺棄罪の保護法益・罪質について理解し、その概要を説明することができる。
- 遺棄罪の客体について理解し、その概要を説明することができる。
- 遺棄及び不保護の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 保護責任者遺棄罪における「保護する責任のある者」の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

第2章 自由に対する罪

第1節 脅迫罪・強要罪

- 脅迫罪及び強要罪の保護法益について理解し、その概要を説明することができる。
- 脅迫罪の成立要件について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 強要罪の成立要件について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

第2節 逮捕・監禁罪

- 逮捕・監禁罪の保護法益・罪質について理解し、その概要を説明することができる。
- 逮捕・監禁の意義について理解し、その概要を説明することができる。

第3節 略取・誘拐・人身売買罪

- 略取・誘拐・人身売買罪の諸規定について理解し、その概要を説明することができる。
- 略取・誘拐の意義について理解し、その概要を説明することができる。
- 未成年者略取・誘拐罪の保護法益について理解し、その概要を説明することができる。
- 身の代金目的拐取罪の「安否を憂慮する者」の意義について理解し、その概要を説明することができる。

第4節 性的自由に対する罪

- △強制わいせつ罪及び強姦罪の保護法益と成立要件について理解し、その概要を説明することができる。
- △強制わいせつ等致死傷罪の成立要件として、死傷結果がどのような行為から生じたことが必要かについて理解し、具体的事例に即して説明することができる。

第3章 住居侵入罪

- 住居侵入罪の保護法益・罪質について理解し、その概要を説明することができる。
- 侵入の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 住居侵入罪の客体について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 違法目的を秘して立ち入った場合における住居侵入罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

第4章 秘密・名誉に対する罪

第1節 秘密に対する罪

- △信書開封罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。
- △秘密漏示罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。

第2節 名誉に対する罪

- 「名誉」の意義について理解し、その概要を説明することができる。
- 名誉毀損罪の成立要件について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 公共の利害に関する場合の特例規定の法的性格と要件について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 「公共の利害に関する事実」を真実であると誤信した場合の刑事責任について説明することができる。
- 侮辱罪の保護法益・成立要件について理解し、その概要を説明することができる。

第5章 信用・業務に対する罪

- 信用毀損罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。
- 業務妨害罪における業務の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 公務に対する業務妨害罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 偽計・威力及び「妨害した」の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 電子計算機損壊等業務妨害罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。

第6章 財産に対する罪

第1節 財産犯総論

- 個別財産に対する罪と全体財産に対する罪、領得罪と毀棄罪、移転（奪取）罪と非移転（非奪取）罪、盗取罪と交付罪の区別など、財産犯の体系について理解し、その概要を説明することができる。
- 財物の意義に関し、有体性の要否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 人の身体やその一部、死体・埋葬物が財産犯の対象となりうるかについて理解し、その概要を説明することができる。
- 財物の意義に関し、財産的価値について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

第2節 窃盗罪

- 窃盗罪の保護法益に関する主要な見解を理解し、具体的事例に即して説明することができる。

- 刑法における占有（所持）の意義について理解し、その有無を具体的事例に即して説明することができる。
- 複数の者が物の支配に関与している場合における占有の帰属について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 人の死亡後に財物奪取意思を生じて財物を奪取した場合における窃盗罪の成否について理解し、その概要を説明することができる。
- 窃盗罪における窃取の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 窃盗罪における不法領得の意思のうち権利者排除意思の要否及び意義・内容について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 窃盗罪における不法領得の意思のうち利用処分意思の要否及び意義・内容について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 窃盗罪の既遂時期について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 不動産侵奪罪における占有及び侵奪の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 親族間の犯罪に関する特例の趣旨・適用要件について理解し、その概要を説明することができる。

第3節 強盗罪

- 強盗の罪の諸規定について理解し、その概要を説明することができる。
- 強盗の手段である暴行・脅迫の意義・内容について理解し、その概要を説明することができる。
- 強盗罪における強取の要件について理解し、その概要を説明することができる。
- いわゆるひったくりの場合における強盗罪の成否について理解し、その概要を説明することができる。
- 強盗既遂罪の成立要件として相手方の反抗が現実に抑圧されたことが必要となるかについて理解し、その概要を説明することができる。
- 暴行・脅迫により相手方の反抗を抑圧した後に財物奪取意思を生じ、その意思を実現した場合における強盗罪の成否について理解し、その概要を説明することができる。
- 強盗利得罪における利得の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 違法な債務を免れるために暴行・脅迫を加えた場合における強盗利得罪の成否について理解し、その概要を説明することができる。
- 事後強盗罪の成立要件について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

- 窃盗の後になされた暴行・脅迫のみに情を知って関与した第三者の刑事責任について理解し、その概要を説明することができる。
- 刑法 240 条の罪の成立に関して、死傷の結果に故意が及んでいる場合を含むか、それがどのような行為から生じたことが必要かについて理解し、その概要を説明することができる。
- 刑法 240 条の罪の未遂が成立する場合について理解し、その概要を説明することができる。
- 強盗予備の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。

第4節 詐欺罪

- 国家・地方公共団体を相手方とする詐欺罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 人を欺く行為の要件について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 積極的に虚偽の事実を告げずに取引を行う場合における詐欺罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 詐欺罪における交付行為（処分行為）の要件について理解し、その概要を説明することができる。
- 欺かれた者が処分する利益の内容を具体的に認識していない場合における詐欺罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 欺かれて財物を交付する被害者の行為が不法原因給付にあたる場合の詐欺罪の成否について理解し、その概要を説明することができる。
- 欺かれた者が相当対価物を得て財物を交付した場合における詐欺罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 欺いて証明書その他の文書を不正に取得した場合における詐欺罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 詐欺利得罪における利得の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- いわゆる三角詐欺の場合における詐欺罪の成立要件について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 電子計算機使用詐欺罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。

第5節 恐喝罪

- 恐喝罪の手段としての恐喝の意義・内容について理解し、その概要を説明することができる。
- 恐喝罪における交付行為の要件について理解し、その概要を説明することができる。

る。

- 権利行使の手段として人を恐喝し、又は欺いた場合における恐喝罪・詐欺罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

第6節 横領罪

- 横領罪の保護法益について理解し、その概要を説明することができる。
- 横領罪における占有の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 横領罪（遺失物等横領罪を除く）の成立要件である委託（信任）関係の意義について理解し、その概要を説明することができる。
- 横領罪における「他人の物」の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 委託された金銭が「他人の物」にあたるのはどのような場合かについて理解し、その概要を説明することができる。
- 物の委託が不法原因給付にあたる場合における横領罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 横領罪における「横領」の意義に関する主要な見解について理解し、その概要を説明することができる。
- 横領罪における不法領得の意思の意義・内容について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 物の二重売買への関与者の罪責について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 業務上横領罪の刑の加重根拠及び同罪における業務の意義について理解し、その概要を説明することができる。
- 業務上横領罪に非身分者（非占有者）が関与した場合の取扱いについて理解し、その概要を説明することができる。

第7節 背任罪

- 背任罪の本質について理解し、その概要を説明することができる。
- 「他人のためにその事務を処理する者」（事務処理者）の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 任務違背行為の意義について理解し、その概要を説明することができる。
- 図利加害目的の意義・内容について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 背任罪の成立要件である財産上の損害の意義・内容について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○横領罪と背任罪との区別に関する主要な見解について理解し、その概要を説明することができる。

第8節 盗品等に関する罪

○盗品等に関する罪（盗品等関与罪）の本質について理解し、その概要を説明することができる。

○本犯者あるいは本犯の共犯者に盗品等関与罪が成立するかについて理解し、その概要を説明することができる。

○盗品等の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○盗品等への関与の諸形態（無償譲受け・運搬・保管・有償譲受け・有償処分あつせん）について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○盗品等を本犯の被害者の下に戻す行為が盗品等関与罪を構成するかについて理解し、その概要を説明することができる。

○親族等間の犯罪に関する特例の趣旨・適用要件について理解し、その概要を説明することができる。

第9節 毀棄・隠匿罪

○毀棄・損壊の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○公用文書の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○建造物の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○建造物の他人性の意義について理解し、その概要を説明することができる。

○建造物に対するビラ貼り・落書き行為が建造物損壊罪を構成するかについて理解し、具体的事例に即して説明することができる。

第2部 社会的法益に対する罪

第1章 公共の安全に対する罪

第1節 総説

△公共危険罪として、どのような犯罪類型があるかを理解し、その概要を説明することができる。

第2節 騒乱罪

○騒乱罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。

第3節 放火罪・失火罪

○放火罪の諸規定について理解し、その概要を説明することができる。

○建造物の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

- 建造物の現住性・現在性の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 建造物の一個性の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 「焼損」の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 放火罪における公共の危険の意義・内容について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 公共の危険の認識の要否について理解し、その概要を説明することができる。
- 業務上失火罪における業務の意義について理解し、その概要を説明することができる。

第4節 往来妨害罪

- 往来を妨害する罪の諸規定について理解し、その概要を説明することができる。
- 往来妨害罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。
- 往来危険罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。

第2章 偽造罪

第1節 通貨偽造罪

- 通貨偽造の罪の保護法益及び諸規定について理解し、その概要を説明することができる。
- 通貨偽造罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。
- 偽造通貨行使罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。

第2節 文書偽造罪

第1款 総説

- 文書偽造罪の保護法益について理解し、その概要を説明することができる。
- 「文書」の意義について理解し、具体的な事例に即して説明することができる。
- 写真コピーが「文書」に該当するかについて理解し、その概要を説明することができる。
- 「偽造」の意義について理解し、作成者・名義人の概念について説明することができる。
- 「行使」の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 公文書と私文書、有印文書と無印文書の区別について理解し、その概要を説明することができる。

第2款 公文書偽造罪

- 公文書の作成を補助する公務員が、作成権限者の決裁を受けずに文書を作成した場合における公文書偽造罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 虚偽公文書作成罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。
- 公正証書原本不実記載罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。
- 作成権限のある公務員を欺いて虚偽の文書を作成させた場合における犯罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

第3款 私文書偽造罪

- 代理権を有しない者が代理名義の文書を作成した場合における私文書偽造罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 名義人の承諾を得て、同人の名義で文書を作成した場合における私文書偽造罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 本名以外を使用して文書を作成した場合における私文書偽造罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 肩書・資格を冒用して文書を作成した場合における私文書偽造罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

第4款 電磁的記録不正作出罪

- 電磁的記録不正作出罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。
- 不正作出電磁的記録供用罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。

第3節 有価証券偽造罪等

- 有価証券の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 有価証券作成の一般的権限を有する者が不正に有価証券を作成した場合における有価証券偽造罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 支払用カード電磁的記録に関する罪の諸規定について理解し、その概要を説明することができる。

第4節 不正指令電磁的記録に関する罪

- △不正指令電磁的記録に関する罪の構造及び各罪の趣旨、成立要件を理解し、その

概要を説明することができる。

第3章 風俗に対する罪

第1節 わいせつの罪

○公然わいせつ罪・わいせつ物頒布等罪の保護法益について理解し、その概要を説明することができる。

○公然わいせつ罪・わいせつ物頒布等罪におけるわいせつの意義について理解し、その概要を説明することができる。

○公然わいせつ罪における公然性の意義について理解し、その概要を説明することができる。

△対象が電磁的記録の場合における擬律について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○わいせつ物頒布等罪における頒布、公然陳列、有償頒布目的所持の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

第2節 賭博及び富くじに関する罪

△賭博及び富くじに関する罪の諸規定について理解し、その概要を説明することができる。

第3節 礼拝所及び墳墓に関する罪

△死体損壊等の罪の保護法益及び成立要件について理解し、その概要を説明することができる。

第3部 国家的法益に対する罪

第1章 内乱・外患・国交に関する罪

△内乱・外患・国交に関する罪にはどのようなものがあるかについて理解し、その概要を説明することができる。

第2章 国家の作用に対する罪

第1節 公務の執行に対する罪

○公務執行妨害罪の成立要件、とくに職務の範囲及びその適法性、「執行するに当たり」、暴行・脅迫の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

△封印等破棄罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。

△強制執行妨害目的財産損壊罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。

△強制執行行為妨害罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。

△強制執行関係売却妨害罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。

△加重封印等破棄罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。

△公契約関係競売等妨害罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。

第2節 司法作用に対する罪

○逃走の罪の諸規定について理解し、それらの成立要件の概要を説明することができる。

○犯人蔵匿罪・犯人隠避罪の成立要件、とくに「罪を犯した者」、蔵匿・隠避の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○証拠隠滅罪の成立要件、とくに「他人の刑事事件に関する証拠」、隠滅・偽造等の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○犯人蔵匿・隠避又は自己の刑事事件に関する証拠の隠滅の犯人による教唆の法的評価について理解し、その概要を説明することができる。

○証人等威迫罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。

○偽証罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。

○虚偽告訴罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。

第3節 職権濫用罪

△公務員職権濫用罪の成立要件について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

第4節 賄賂の罪

○賄賂罪の保護法益について理解し、その概要を説明することができる。

○賄賂罪における「職務に関し」の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○賄賂罪における賄賂の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○賄賂の罪の諸規定について理解し、それらの成立要件の概要を説明することができる。

△賄賂の没収・追徴について理解し、具体的事例に即して説明することができる。